

令和 2 年 度
監 査 結 果 の あ ら ま し

岐 阜 市 監 査 委 員

（ 令 和 3 年 4 月 ）

目 次

1	監査委員制度	1
2	主な監査等	2
3	定期監査及び行政監査（随時監査含む）	4
（1）	特に留意した事項	5
ア	一般・特別会計	
（ア）	市民に対する還付金等及び給付金について	5
（イ）	契約の履行確認について	5
イ	企業会計	
（ア）	公用車の管理について	6
（イ）	A E Dの設置及び管理状況について	7
（2）	予算の流用について	8
（3）	交通事故の防止について	8
（4）	指摘事項	10
（5）	意見	18
4	財政援助団体等に対する監査	20
（1）	指摘事項	20
（2）	意見	23

1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法に基づき市長から独立した公平な立場で市の監査を担うため設置されており、監査委員が行うとされている監査等の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、市民の福祉の増進に資することを目的としています。

また、監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財政管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、議会の同意を得て市長が選任します。

岐阜市では、識見を有する者から2人、議員から2人の合計4人の委員が選任されています。

【岐阜市監査委員（令和2年度）】

区 分		氏 名	就 任 期 間
識見委員 代表監査委員	常 勤	松井 重雄	平成31年4月1日～令和5年3月31日
識見委員	非常勤	森 裕之	平成28年4月1日～令和6年3月31日
議選委員	非常勤	鷺見 守昭	令和元年5月24日～令和2年6月25日
議選委員	非常勤	若山 貴嗣	令和元年5月24日～令和2年6月25日
議選委員	非常勤	小堀 将大	令和2年6月26日～議員の任期による
議選委員	非常勤	石川宗一郎	令和2年6月26日～議員の任期による

監査委員事務局

監査委員が行う監査等を補助するため監査委員事務局が設置されています。

【組織図（令和2年度）】

事務局長 — 監査課長 — 監査係（7人）

2 主な監査等

定期監査（地方自治法第199条第4項）

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、及び水道、病院など公営企業に係る事業が合理的、効率的に行われているかについて監査
（平成30年度から企業会計を除く全部局を2つに分け、隔年で全課を対象に実施）

行政監査（地方自治法第199条第2項）

行政組織、職員配置、事務処理手続等、市の事務の執行が、合理的、効率的に行われているかについて定期監査と併せて実施

随時監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員が必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施

財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

補助金その他財政的援助を与えている団体について、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査

工事監査（地方自治法第199条第5項）

工事の設計及び施工が、法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを書類調査及び現場調査により監査

決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算に係る審査で、決算の内容が正しいか、予算が適正かつ効率的に使われているかについて審査

基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかについて審査

健全化判断比率及び資金不足比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

前年度の決算等から算定された、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、公営企業の資金不足比率が適正に算定されているかについて審査

例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

市が保管するお金の出し入れが正しく行われているかについて、毎月、日を定めて現金出納検査を実施（一般・特別会計、市民病院事業会計、中央卸売市場事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計）

住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

市の公金の支出、財産の管理、契約の締結などについて、違法又は不当な事実が認められるとして、住民から監査の請求がなされた場合、当該事項について監査

※ 監査終了後には、**監査結果（指摘事項・意見）を市長及び議会に対して報告**するとともに、市の**掲示場**及び市の**ホームページ**にて公表しています。また、監査対象部局に対しては、指摘事項・意見及び指示事項を部局長に対して通知しています。

なお、監査において指摘した事項と意見については、**3月末時点の措置状況**の報告を求め、その時点で未措置のものについては、更に同年9月末時点で求め、措置状況の進行管理を行っています。

指摘事項	(1) 法令、条例、規則等に抵触し、重大な影響を及ぼす事項又はそのおそれのある事項で、直ちに対応することが適当と認めたもの (2) 不適切な事案の再発防止のために直ちに対応することが適当と認めた事項 (3) その他直ちに対応することが適当と認めた事項
意 見	(1) 効率性、経済性、有効性等の観点から、是正又は改善のために検討することが適当と認めた事項 (2) その他指摘には至らないが、特に言及することが適当と認めた事項
指示事項	事務処理上の軽微な誤り等指摘又は意見には至らない事項

※ 監査委員の**職務権限が及ばないもの**

- ・ 条例そのもの（可否、当不当等）の監査
- ・ 予算編成事務の監査
- ・ 政策の適否あるいは政策判断の妥当性まで踏み込んだ監査

3 定期監査及び行政監査（随時監査含む）

定期及び行政監査について、全部局の2分の1に対し、監査を実施しました。（企業会計については全会計実施）

令和2年度の定期及び行政監査の実施部局は、一般・特別会計のうち、

- ①市長公室
- ②行政部（公平委員会を含む）
- ③工事検査室
- ④経済部（農業委員会事務局を含む）
- ⑤市民生活部
- ⑥福祉部
- ⑦都市防災部
- ⑧消防本部
- ⑨まちづくり推進部
- ⑩都市建設部
- ⑪選挙管理委員会事務局

及び企業会計（病院事業会計、中央卸売市場事業会計、水道事業会計、下水道事業会計）です。

また、源泉所得税の納付遅れや決裁権者の押印のない支払等について、随時監査を4回実施しました。

これらの部局の定期監査等を実施した結果、「指摘事項 31件」、「意見 4件」のほか指示事項について、是正又は改善若しくは検討を求めました。

10ページ以降に、指摘事項及び意見の具体的な事例を掲載していますので、今後の事務執行の参考にしてください。

また、監査における指摘事項及び意見については、措置状況の報告等を求めており、指摘や意見を受けた部局において改善等の実施を図っていただくとともに、**他の部局においても監査結果を参考に同様の事例が発生しないよう努めてください。**

なお、指摘事項及び意見については、継続してその対応を求めていることから、**決算審査意見や定期監査等指摘事項及び意見に対する未措置事項は、人事異動に当たり、部長ほか関係職員が作成する事務引継書に記載し、確実に各部局においてその後の対応を行っていただくようお願いします。**（この点については、財政部長発各部長あて「事務引継書等の作成について（通知）」、行財政改革課作成の「事務引継ぎの心得」にも記載されているので、特に留意していただくようお願いします。）

(1) 特に留意した事項

ア 一般・特別会計

令和２年度は以下の事項について特に留意し、監査を実施しました。

(ア) 市民に対する還付金等及び給付金について

(イ) 契約の履行確認について

(ア) 市民に対する還付金等及び給付金について

還付金等が発生した際の減額調定が適正な時期に行われていない事例が散見されたことから、還付金発生時の確認方法やその手続等の事務執行について適正かつ効率的に行われているかについて特に留意して監査を実施しました。また、令和２年度は新型コロナウイルス感染症に関する対策として各種の給付金が支出されたことから、給付金が迅速かつ適正に処理しているかについて特に留意して監査を実施しました。

調査の対象は、次のとおりです。

a 市民に対する還付金等

全ての還付金

b 給付金

補助金等の支出は、岐阜市補助金等交付規則に基づき、補助事業を行おうとする被補助者の申請に基づいて交付決定を行い、事業の完了後被補助者から実績報告書が提出されることにより補助額を確定し、交付するのが原則であり、補助金等の交付に至っていないものが多くあるため、要綱において、岐阜市補助金等交付規則第 15 条、第 16 条及び第 18 条の規定を適用しない旨を規定した給付金（交付決定と同時に補助金等の額を確定する給付金）

調査の結果、特に指摘等が必要な事項は見られませんでした。

(イ) 契約の履行確認について

平成 31 年に鵜飼観覧船事務所職員が公金を搾取したとして逮捕される事案が発生したことを受け、請負契約については、履行後の検査が非常に重要として検査体制が平成 31 年に見直されていることから、見直された履行確認が適正に行われているか、物品の納品時の検収については、物品取扱員が岐阜市物品管理規則に定められた方法により適正に検収しているかについて特に留意して監査を実施しました。

調査の対象は、次のとおりです。

a 契約金額が 20 万円以下の修繕

本市において請負契約としているのは、工事、委託及び修繕です。

まず、工事に関しては、契約金額の多少にかかわらず、施工前後の写真を支払時に必ず添付することとしており、決裁する職員により検査が適正に行われていることが確認できるようになっています。

次に、委託に関しては、契約金額 500 万円以上のものを対象として、「委託業務進捗管理ガイドライン」が定められており、この中で、所定の「業務履行確認シート」により業務進捗管理及び履行確認を行い、同シートを支払時に添付することになっています。契約金額 500 万円未満の場合も、同ガイドラインを参考とし、履行確保に努めるよう契約課が指導しており、「業務履行確認シート」による履行確認の方法が示されています。

また、修繕に関しては、契約金額が 20 万円を超える場合、工事と同様に、施工前後の写真を支払時に添付することになっており、決裁する職員により履行確認の検査が適正に行われていることが確認できるようになっています。

以上のことから、修繕のうち契約金額が 20 万円以下の場合は、写真の添付がないため、どのように履行確認されているかを確認しました。

b 納入場所を所属課以外としている物品

物品の納入について、岐阜市物品管理規則第 14 条では、物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならないとしています。そのため、納入場所を所属課以外としている物品について、岐阜市物品管理規則第 14 条に基づいた物品の検収を行っているかを確認しました。

調査の結果、物品の検収について、「指摘事項 8 件」のほか指示事項の是正又は改善若しくは検討を求めました。

イ 企業会計

企業会計は、令和元年度に一般・特別会計において留意した事項について監査を実施しました。

(ア) 公用車の管理について

(イ) A E D（自動体外式除細動器）の設置及び管理状況について

(ア) 公用車の管理について

平成 30 年度の定期監査において、積雪時にスタッドレスタイヤ未装着の公用車（集中管理車）を運転し、凍結した路面でスリップしたことを原因とする交通事故が発生したことから、集中管理車以外の公用車のスタッドレスタイヤの装着状況等の管理状況について、特に留意して監査を実施しました。

調査項目は、次のとおりです。

- a 用途、所属で保管している理由
- b 各企業会計が適用する公用車管理規程に規定する運転日誌を作成しているか
- c 運転免許証の確認及びアルコールチェックを実施しているか
- d スタッドレスタイヤの装着状況

各企業会計とも公用車を所管しており、所管台数は上下水道事業部が 77 台、市民病院が 7 台、中央卸売市場が 2 台でした。

調査の結果、特に指摘等が必要な事項は見られませんでした。

(イ) A E Dの設置及び管理状況について

一般財団法人日本救急医療財団「非医療従事者によるA E D使用のあり方特別委員会」が公表している「A E Dの適正配置に関するガイドライン」には、市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設や、高齢者のための介護・福祉施設や、学校にA E Dを設置することが望ましい旨の記載があります。

また、設置されたA E Dを維持管理し、いつでも使えるようにしておくこと、設置施設の関係者や住民等が容易にA E Dを見つけ出せるようにすること、教育と訓練によりA E Dを使用できる人材を増やすこと等の記載があることから、市の施設に設置されているA E Dが適切に設置・管理がされているか等A E Dの管理状況について、特に留意して監査を実施しました。

調査項目は、次のとおりです。

- a A E Dの管理状況について
- b 全国A E Dマップへの登録について
- c 日常点検について
- d 研修について

各企業会計の令和2年3月31日時点での所有台数は、上下水道事業部が 3 台、市民病院が 21 台、中央卸売市場が 1 台でした。

調査の結果、特に指摘等が必要な事項は見られませんでした。

※ 全国A E Dマップとは、厚生労働省の指示に基づく全国版で登録型の唯一のA E Dマップで、日本救急医療財団が設置者及び設置管理者から公開の同意を得たA E D設置状況を掲載しています。

(2) 予算の流用について

予算の流用に関しては、財政部から「予算格付けのない執行や予算の流用については、法令、要綱等により執行が必要なものを除き認めない」との通知が発出されていることから、昨年度から引き続き流用の状況について調査しました。

その結果は、下記に記載のとおり、育児休業の代替雇用に伴う経費のように流用することがルール化されているものや、予算編成時には予測できないものであり、やむを得ない流用であったと思われます。

予算編成に際しては、引き続き所管事業の精査を十分に行うことで、適切な予算計上に努めてください。特に、**新規事業については、その内容を十分理解し、適切な予算計上**を行うよう留意してください。

① 育休等職員の代替雇用に伴うもの	2 件
② 予算編成時には予測できない外的要因によるもの	4 件
③ 公務災害の発生に伴うもの	2 件
④ 事業の見直しによるもの	5 件
⑤ 業務の増加によるもの	5 件
⑥ 事故等の賠償金を支出するため、流用が必要となったもの	0 件
⑦ 予算計上に起因し、流用が必要となったもの	3 件
・ 予算計上漏れや誤りによるもの	
⑧ 維持管理や故障等、緊急に対応するため、流用が必要となったもの	6 件
合計 27 件	

※ 流用件数は、企業会計（市民病院事業会計、中央卸売市場事業会計、水道事業会計、下水道事業会計）を除く各部局の監査対象期間内（令和2年4月から最長11月末まで）の件数となります。

事例 予算計上誤り

【内容】

公用車に係る公課費について、4 台のうち 3 台の他部局への移管が決定していたことから 3 台分の予算を削除すべきところ、誤って 4 台分の予算を削除してしまったため、需用費（消耗品費）から公課費へ流用を行っていた。

(3) 交通事故の防止について

交通事故の防止については、各部局における公用車へのドライブレコーダーの搭載や自動車学校での安全運転研修、行政部管財課による研修が行われているものの、依然として交通事故が発生しています。

令和２年度に定期監査・行政監査を実施した部局における監査対象期間に発生した交通事故件数の合計は**２８件**で、このうち**後進中の事故が８件**ありました。また、**８件中２件は、同乗者がいたにもかかわらず、誘導をしていませんでした。**

後進する場合には、**同乗者の一人が車から降りて後方確認**を行うことにより、事故を未然に防止することが可能であったと考えられることから、平成２５年度以降、後進する場合の後方確認について具体的な指導を行ってきましたが、同様の事故が発生しており、**今回も後方確認を徹底する等の指摘**を行いました。

それ以外の事故についても、駐車場等での静止物への接触など**十分に注意していれば防ぐことができたと思われる事例も多く**、いずれは大きな事故につながる可能性があることから、該当部局に対し、職員に対する啓発や事故の再発防止などを指示しました。

各部局においては、交通事故防止についてなお一層の指導徹底をお願いします。

《表１》 部局別交通事故件数

部 局 名	監査対象期間	交 通 事 故 件 数		
			うち後進中の事故件数	
				うち同乗者有 で誘導なし
市長公室	H31. 4. 1～R 2. 7. 31	0		
行政部 (公平委員会を含む)	H31. 4. 1～R 2. 7. 31	1		
工事検査室	H31. 4. 1～R 2. 7. 31	0		
経済部・農業委員会 事務局	H31. 4. 1～R 2. 11. 30	2	1	
市民生活部	H31. 4. 1～R 2. 10. 31	1		
福祉部	H31. 4. 1～R 2. 11. 30	9	3	2
都市防災部	H31. 4. 1～R 2. 8. 31	2	1	
消防本部	H31. 4. 1～R 2. 8. 31	5	1	
まちづくり推進部	H31. 4. 1～R 2. 8. 31	1	1	
都市建設部	H31. 4. 1～R 2. 10. 31	0		
選挙管理委員会事務局	H31. 4. 1～R 2. 7. 31	1		
中央卸売市場	H31. 4. 1～R 2. 3. 31	1		
市民病院	H31. 4. 1～R 2. 3. 31	0		
上下水道事業部	H31. 4. 1～R 2. 3. 31	5		
合 計		28	8	2

(4) 指摘事項

- (ア) 法令、条例、規則等に抵触し、重大な影響を及ぼす事項又はそのおそれのある事項で直ちに対応することが適当と認めたもの
- (イ) 不適切な事案の再発防止のために直ちに対応することが適当と認めた事項
- (ウ) その他直ちに対応することが適当と認めた事項

《表 2》 区分別の指摘事項

区 分		内 容		指摘件数
1	収入事務について	a	未収金の回収等について	4
		b	現金の払込みについて	1
		c	還付手続について	1
		小 計		6
2	支出事務について	d	源泉所得税の納付について	2
		e	報酬等の支給について	3
		f	支出負担行為書の作成時期について	1
		g	決裁権者の押印のない支払について	1
		小 計		7
3	契約事務について	h	印紙税の誤納について	1
		i	委託契約の形式により行われている消毒業務について	1
		j	委託料の積算について	1
		小 計		3
4	財産管理事務について	k	物品の検収について	8
		小 計		8
5	事務決裁について	l	不適切な事務処理について	2
		小 計		2
6	事故の防止について	m	公用車による事故について	2
		小 計		2
7	個人情報の保護について	n	公用文書の管理について	1
		o	個人情報の漏えいについて	2
		小 計		3
合 計				31

◎主な指摘事項

1－a 未収金の回収等について

【指摘事項】

住宅使用料の収入未済額は、令和元年度末で 54,375,531 円である。令和 2 年 8 月末現在では、過年度未収金が 50,661,931 円である。

今後とも、過年度未収金の早期回収に努めることはもとより、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するように努力されたい。

同様の指摘内容がほかに 3 件ありました。

1－b 現金の払込みについて

【指摘事項】

地方自治法施行令第 168 条の 5 は、「指定金融機関を定めている普通地方公共団体において、会計管理者が現金を直接収納したときは、速やかに、これを指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。」と規定するが、本市においては、「速やかに」を「原則としてその日中」と解して運用している。

しかしながら、建築指導課の公文書複写代について、例外的事由が認められないにもかかわらず、収納したその日に払込みをしていない事例が見受けられた。

今後は、地方自治法施行令を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

1－c 還付手続について

【指摘事項】

岐阜市上下水道事業部企業会計規程第 39 条第 2 項は、過誤納金の還付は支出の手続の例により行う旨規定し、同規程第 44 条第 4 項は、支払手続について、現金払、隔地払又は口座振替のいずれかにより行う旨規定している。

そして、支払方法のうち現金払について、同規程第 45 条は、第 1 項で、債権者から申し出があるときは、支払通知書又は支払依頼書により通知のうえ、出納取扱金融機関に現金で支払いさせることができるとし、第 2 項で、その支払通知書の効力は、発行の日から起算し 15 日限りとする旨規定している。

上下水道事業部は、過誤納金の還付を現金払により行っている。

しかしながら、過誤納金の還付を通知する還付通知書の効力について、発行の日から起算した 15 日限りではなく、発行の日の属する月の翌月末限りとしている。

今後は、岐阜市上下水道事業部企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

2－d 源泉所得税の納付について

【指摘事項】

所得税法第 183 条第 1 項は、給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、これを国に納付しなければならない旨規定している。

しかしながら、令和元年 6 月に市民病院職員に支給した期末・勤勉手当に係る源泉所得税 86,471,694 円については、これを 7 月 10 日までに納付しなければならないところ、166 日後の令和元年 12 月 23 日に納付し、その後、不納付加算税 4,323,500 円及び延滞税 1,022,400 円を追加で納付した。

今後は、所得税法を遵守し、適正な納付事務の執行に努められたい。

同様の指摘内容がほかに 1 件ありました。

2－e 報酬等の支給について

【指摘事項】

非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第 3 条第 2 項は、月額又は年額以外をもって定める報酬は、その職務を行なった都度、支給すると規定している。郵送又は電子メール等により委員に意見を求める場合も職務を行なったと考えられるが、このような方式で会議が開催された場合、委員に対し報酬を支給している課もあれば、これを支給していない課もある。

今後は、市として統一した運用がされるよう、同条例に定める「職務を行なった」の内容を明確にし、これを庁内全般に周知されたい。

同様の指摘内容がほかに 1 件ありました。

【指摘事項】

岐阜市職員の給与に関する条例施行規則第 15 条第 2 項は、月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給することができない旨規定している。

しかしながら、令和 2 年 6 月 1 日付けで退職した管理職である職員に対して、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 1 日までの間の全日数にわたって勤務していなかったにもかかわらず、4 月分及び 5 月分の管理職手当を支給していた。

今後は、岐阜市職員の給与に関する条例施行規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

2－f 支出負担行為書の作成時期について

【指摘事項】

岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、負担金、補助及び交付金の支出負担行為として整理する時期は「請求のあったとき又は指令をするとき」と規定するが、補助金等については、交付決定をするとき、すなわち「指令をするとき」に支出負担行為として整理するとされている。

しかしながら、岐阜市土地改良推進事業補助金について、令和2年4月1日に指令が発出されているにもかかわらず、令和2年12月9日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。

今後は、岐阜市予算規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

2－g 決裁権者の押印のない支払について

【指摘事項】

地方自治法第232条の4第2項では、「会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」と規定されている。そして、岐阜市会計管理者事務決裁規則では、支出科目「扶助費」の支出に関しては、100万円未満の額について会計課長の専決事項とされている。さらに、会計課が定めた「支払処理マニュアル」では、「管理者及び課長印が押してあるか確認すること」が強調して記載されている。

しかしながら、高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費（1月受付分）の支出命令書には専決権者である会計課長の押印がなく、地方自治法第232条の4第2項の規定による確認がないまま支払が行われていた。

今後は、自らが定めた「支払処理マニュアル」の運用を徹底し、地方自治法を遵守した適正な財務会計事務の執行に努められたい。

3－h 印紙税の誤納について

【指摘事項】

印紙税法第5条は、別表第1の課税物件の欄に掲げる文書のうち非課税物件の欄に掲げるものは、印紙税を課さない旨規定し、同法別表第1は、契約金額が1万円未満の請負に関する契約書を非課税物件としている。

しかしながら、平成23年度から令和元年度までに締結した、岐阜市まちなか歩きガイド、岐阜市自転車散策マップぎふポタ及び三輪の歴史文化散策マップへの広

告掲載にかかる契約書については、印紙税法上の請負に関する契約書に該当し、契約金額から非課税物件であるにもかかわらず、収入印紙を貼付するよう依頼したため、総額 13,800 円の誤納を発生させた。

今後は、印紙税法を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

3-1 委託契約の形式により行われている消毒業務について

【指摘事項】

労働派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和 61 年 4 月 17 日労働省告示第 37 号）第 2 条は、「請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であっても、当該事業主が当該業務の処理に関し次の各号のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とする」とし、同条第 2 号は、「次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること」としている。そして、同号ハは、次のように規定している。

ハ 次のいずれかに該当するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

（１）自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材（業務上必要な簡易な工具を除く。）又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。

（２）自ら行う企画又は自己の有する専門的な記述若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。

上記のとおり、請負の形式による契約により行う業務が同基準第 2 条第 2 号ハ（２）に該当しないものであるときは、業務に必要な資材を発注元から提供されている場合、労働者派遣事業を行う事業主とされる。岐阜市食肉地方卸売市場消毒業務委託契約として行われている消毒業務について、市は、業務の処理に必要な資材として、長靴を貸与し、消毒器具、消毒液、防護服、手袋及びマスクを提供している。

したがって、岐阜市食肉地方卸売市場消毒業務委託契約が請負契約の要件を満たしているか確認されたい。

3－j 委託料の積算について

【指摘事項】

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）第6条は、派遣職員には給与は支給しないものの、同条第2項で一定の場合には条例で定めるところにより給与を支給することができる旨規定している。この規定を受け、岐阜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条は、派遣職員の給与のうち、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当については、市が支給することができる旨規定している。

また、派遣法第6条の解釈について、裁判例は、派遣職員に対する給与の支給について、派遣法第6条第2項以外の方法による派遣元の給与支給は許されないと解するのが相当であり、派遣先の法人に対して派遣職員の人件費に充てるために補助金又は委託料を交付することは派遣法第6条第2項の趣旨を潜脱するものとしている。（最高裁 H24. 4. 20 判決、大阪高裁 H21. 11. 27 判決）

しかしながら、令和元年度に岐阜市にぎわいまち公社と締結していた、中心市街地活性化推進事業、リノベーションスクール事業及びぎふ信長楽市運営にかかる委託契約については、その委託料に派遣職員の人件費として具体的な金額が積算されており、その金額で契約が締結されていた。

したがって、派遣法の趣旨を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

4－k 物品の検収について

【指摘事項】

岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。

しかしながら、管財課及び契約課では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

同様の指摘内容がほかに7件ありました。

5-1 不適切な事務処理について

【指摘事項】

岐阜市事務決裁規則第3条は、決裁の手續の過程は、順次所属上司の決裁を得て、専決者又は市長の決裁を受けなければならないと規定する。また、同規則別表第1は、文書による照会、回答（請願、陳情、要望等に対する回答を除く。）、通知及び報告について、重要なものは部長の専決事項、軽易なものは課長の専決事項と規定している。

しかしながら、産業振興・企業誘致課の岐阜県への報告については、決裁の手續をとっていないものがあった。

今後は、岐阜市事務決裁規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

【指摘事項】

岐阜市事務決裁規則別表第2では、介護保険料の減免について、部長の専決事項とされている。

しかしながら、介護保険料の減免に係る決裁について、専決者の決裁を受けていないものがあった。

今後は、岐阜市事務決裁規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

6-m 公用車による事故について

【指摘事項】

消防本部が策定した車両誘導マニュアルは、次のように定めている。

- ・誘導は、原則、乗組員全員で実施する。
- ・後退時の誘導は、斜め後方で行うこととし、2人の場合は、車両左右斜め後方を誘導位置とし、前方確認が必要な場合は、1人を前部に配置する。3人の場合は、主となる誘導員を決め、後部に2人、前部に1人の3箇所誘導を行う。
- ・誘導は、警笛等により行う。警笛等は、主となる誘導員が使用し、危険があるときのみ他の誘導員が使用する。
- ・誘導は、車両の移動する方向及び位置の確認とともに、障害物等の状況を全員で共有して行う。

しかしながら、令和元年7月10日に、岐阜市民病院敷地内において、消防車両を指定された位置に駐車するため後退させた際、運転手のほか2人の同乗者全員が降車のうえ、車両誘導マニュアルに定める誘導位置で誘導していたが、運転手、誘導員ともに消防車両が柵に接近していることが分からず、柵に接触する事故が発生した。

また、令和元年7月20日に、JR東海道本線鉄橋下堤外道路において、消防車両を方向転換するため後退させた際、運転手のほか3人の同乗者全員が降車のうえ、後退場所全体を見通せる位置で誘導していた。しかし、誘導員の一人は消防

車両が鉄製ポールに接近し危険があることに気付きながらも警笛等により運転手や主となる誘導員に知らせなかったため、運転手が消防車両と鉄製ポールの位置関係を把握できず、これに接触する事故が発生した。

今後は、車両誘導マニュアルの内容が事故防止に有効か点検するとともに、職員に対し、その遵守の徹底を図られたい。

【指摘事項】

平成 30 年 12 月から令和 2 年 11 月までの間に、公用車の後退時における事故が 5 件発生した。5 件の事故のうち 2 件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。また、公用車の発進時における事故が 8 件発生した。

後退時の安全確認及び乗車前の公用車周辺の障害物等の把握の励行について指導されたい。

後退時の安全確認の励行については、平成 30 年度の定期監査においても同様の指摘をしている。しっかりと対応されたい。

7-n 公用文書の不適切な取扱いについて

【指摘事項】

岐阜市個人情報保護条例第 7 条は、市長、公営企業管理者など実施機関は、個人情報 の改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故を防止することについて必要な措置を講じなければならない旨規定している。

令和 2 年 6 月、上下水道事業部の職員が個人情報を含む公用文書を庁舎外に持ち出した際、その一部を紛失する事案が発生した。

今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を含む公用文書を庁舎外に持ち出した際に紛失しないよう、職員に一層の指導徹底を図られたい。

7-o 個人情報の漏えいについて

【指摘事項】

岐阜市個人情報保護条例第 3 条第 2 項は、職員又は職員であった者が職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また、同条例第 2 条第 1 項第 2 号は、個人情報について、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう」と規定しており、メールアドレスは、そのメールアドレスから特定の個人が識別され得る場合、同条例の個人情報に該当する。

加えて、同条例第 7 条は、市長、公営企業管理者など実施機関は、個人情報の改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故を防止することについて必要な措置を講じ

なければならない旨規定している。

そして、本市の行政情報セキュリティ対策基準は、複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合を除き、他の送信先のメールアドレスが分からないようにしなければならないとしている。

しかしながら、令和2年6月、市民病院及び薬科大学の職員が、複数人に電子メールを一斉送信する際、当該複数人がメールアドレスを相互に見ることができる状態で送信した事案が生じた。

今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守するよう職員に一層の指導徹底を図るとともに、同様な事案が起こらないよう、必要な措置を速やかに講じられたい。

(5) 意見

(ア) 効率性、経済性、有効性等の観点から、是正又は改善のために検討することが
適当と認めた事項

(イ) その他指摘には至らないが、特に言及することが適当と認めた事項

《表3》 定期監査・行政監査における意見

区 分		内 容		意見件数
1	支出事務について	a	報酬の支給について	2
2	著作権の管理について	b	作品募集に係る著作権について	1
3	書類の管理について	c	公用文書を庁舎外に持ち出す際の必要な措置について	1
合 計				4

◎主な意見

1-a 報酬の支給について

【意見】

非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第2項は、月額又は年額以外をもって定める報酬は、その職務を行った都度、支給すると規定している。

電子メールにより委員に意見を求める場合も職務を行ったと考えられるが、岐阜市建設工事総合評価審査委員会において、メール形式で会議が開催された場合は、委員に対し報酬を支給していなかった。

今後は、同条例に定める「職務」の内容で判断し、委員に対する報酬の支給について検討されたい。

同様の内容がほかに 1 件ありました。

2－b 作品募集に係る著作権について

【意見】

明るい選挙啓発ポスター作品の募集は、(公財) 明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会、都道府県選挙管理委員会及び市区町村選挙管理委員会が主催者とされ、同協会が作成した募集要項では、「入賞作品の著作権は主催者に帰属する。」とされていた。しかしながら、選挙管理委員会は、作品の応募を小・中学校に依頼する際の応募要領においては、「応募作品の著作権は主催者に帰属する。」としながら、市ホームページでは「入賞作品の著作権は主催者に帰属する。」としていた。

また、市に帰属する著作権については、岐阜市公有財産管理規則第 53 条の規定により公有財産管理台帳を調製しなければならないが、台帳は作成されていない。したがって、応募作品の著作権がどこに帰属しているのか不明である。

今後、著作権に関する紛争が生じることがないように、作品を募集する際の記載内容及び著作権の管理について検討されたい。

3－c 公用文書を庁舎外に持ち出す際の必要な措置について

【意見】

令和 2 年 6 月、上下水道事業部の職員が個人情報を含む公用文書を庁舎外に持ち出した際、その一部を紛失する事案が発生した。

公用文書の持出しに伴う個人情報の事故を防止することができる必要な措置を検討されたい。

4 財政援助団体等に対する監査

市が資本金等の4分の1以上を出資している法人（出資団体）、公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者）について、計2団体を選定して監査を実施しました。

監査対象団体		所管部局
出資団体	公益財団法人 岐阜市国際交流協会	ぎふ魅力づくり推進部
指定管理者	社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団 (対象施設：柳津児童館、サンフレンドみわ・児童センター)	子ども未来部

監査の結果、財政援助団体等に対し、「指摘事項 2件」、「指示事項 6件」、所管部局に対し、「指摘事項 3件」、「意見 1件」、「指示事項 2件」について、是正又は改善若しくは検討を求めました。

(1) 指摘事項

《表4》 財政援助団体等監査における指摘事項

区 分		内 容		指摘件数	
				団 体	所管部局
1	事務執行について	a	委託料の積算について	1	1
		b	文書事務について		1
		小 計		1	2
2	事業報告書について	c	報告事項の不備等について	1	1
		小 計		1	1
合 計				2	3

1－a 委託料の積算について

【指摘事項】（団体関係）

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条は、派遣職員には給与は支給しないものの、同条第2項で一定の場合には条例で定めるところにより給与を支給することができる旨規定している。この規定を受け、岐阜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条は、派遣職員の給与のうち、給料、扶

養手当、地域手当、住居手当及び期末手当については、岐阜市が支給することができる旨規定している。

しかしながら、岐阜市国際交流協会は岐阜市と締結する岐阜市多文化交流推進事業にかかる委託契約に要する費用において、岐阜市からの派遣職員の給与のうち、岐阜市国際交流協会が負担すべき管理職手当、勤勉手当及び通勤手当を含めて積算し、その金額で契約を締結していた。

したがって、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の趣旨を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

【指摘事項】（所管部）

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条は、派遣職員には給与は支給しないものの、同条第2項で一定の場合には条例で定めるところにより給与を支給することができる旨規定している。この規定を受け、岐阜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条は、派遣職員の給与のうち、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当については、岐阜市が支給することができる旨規定している。

しかしながら、岐阜市国際交流協会は、市と締結する岐阜市多文化交流推進事業にかかる委託契約に要する費用について、市からの派遣職員の給与のうち、岐阜市国際交流協会が負担すべき管理職手当、勤勉手当及び通勤手当を含めて積算して市に提出していたが、市はその内容を精査せず、その金額で契約を締結していた。

したがって、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の趣旨を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

1－b 文書事務について

【指摘事項】（所管部）

岐阜市文書取扱規則第15条の2第1項は電子メールにより受信した文書は文書管理システムにより収受の処理をし、同条第2項は必要な場合に限り紙に出力し受付印を押印する処理をすることができる旨規定している。

しかしながら、指定管理者から市へ電子メールにより提出された事業報告書について、文書管理システムにより収受の処理がされておらず、出力した事業報告書にも受付印が押されていなかった。

今後は、岐阜市文書取扱規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

2-6 報告事項の不備等について

【指摘事項】（団体関係）

地方自治法第 244 条の 2 第 7 項は、「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。」と規定している。

令和元年度の事業報告書について、次のような事項が認められた。

ア 柳津児童館の管理運営に関する協定書第 14 条第 1 項及び第 2 項並びにサンフレンドみわ・児童センターの管理運営に関する協定書第 14 条第 1 項及び第 2 項は、ともに、月次事業報告書は毎月終了後 10 日以内、年次事業報告書は毎年度終了後 50 日以内に市へ提出することを規定し、また、事業報告書の必要記載事項について、月次事業報告書においては、管理業務の実施状況及び施設の利用状況（開館日数、利用者数等）を、年次事業報告書においては、これらに加え、満足度調査（アンケート）結果及び管理経費等の収支状況を掲げている。

しかしながら、必要記載事項のうち、月次事業報告書には管理業務の実施状況について、年次事業報告書には管理業務の実施状況及び管理経費等の収支状況について記載がなかった。

また、月次事業報告書には提出年月日が記載されておらず、年次事業報告書に記載されている提出年月日は年度が終了していない令和 2 年 3 月 31 日となっていた。

イ 事業報告書に記載すべき事項である管理経費等の収支状況を確認するため、収支決算書と関係諸帳簿を突合したところ、支出科目のうち、人件費は、収支決算額と関係諸帳簿に記載された金額が一致しておらず、不一致の金額について、支出を示す記載が関係諸帳簿になかった。

また、母親クラブ地域活動推進費及び母親クラブ活動費事務諸経費は、関係諸帳簿のどの金額を積算したのか不明であった。

したがって、人件費並びに母親クラブ地域活動推進費及び母親クラブ活動費事務諸経費については、決算額が適正であると確認することができなかった。

今後は、地方自治法及び協定書を遵守し、適正な内容が記載された事業報告書を提出されたい。

【指摘事項】（所管部）

柳津児童館の管理運営に関する協定書第 14 条第 1 項及び第 2 項並びにサンフレンドみわ・児童センターの管理運営に関する協定書第 14 条第 1 項及び第 2 項は、

ともに、月次事業報告書は毎月終了後 10 日以内、年次事業報告書は毎年度終了後 50 日以内に市へ提出することを規定し、また、事業報告書の必要記載事項について、月次事業報告書においては、管理業務の実施状況及び施設の利用状況（開館日数、利用者数等）を、年次事業報告書においては、これらに加え、満足度調査（アンケート）結果及び管理経費等の収支状況を掲げている。

しかしながら、必要記載事項のうち、月次事業報告書には、管理業務の実施状況について、年次事業報告書には、管理業務の実施状況及び管理経費等の収支状況について記載されていなかった。

また、月次事業報告書は提出年月日が記載されておらず、年次事業報告書は記載されている提出年月日は年度が終了していない令和 2 年 3 月 31 日となっていた。

市は、これらの事業報告書を収受した後、必要記載事項の不備について指導していない。

今後は、協定書の内容を把握し、事業報告書の点検を適切に行うとともに、委託料を適正に積算するためにも収支状況を把握されたい。

（２）意見

《表 5》 財政援助団体等監査における意見

区 分		内 容		意見件数	
				団 体	所管部局
1	職員配置について	a	職員配置について		1
		小 計		0	1
合 計				0	1

1－a 職員配置について

【意見】（所管部）

児童センターの指定管理者を募集する際用いられた仕様書の施設の従事者として配置すべき職員及び職員数の中で、児童センターにおいては体育指導員を 1 人以上置く旨定めている。

しかしながら、仕様書等において体育指導員の要件を明らかにしているものではなく、体育指導員の配置の有無については確認されていない。

したがって、岐阜市における児童館等児童厚生施設の職員配置基準を定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条第 2 項の規定及び厚生労働省児童館ガイドラインを踏まえ、児童センターに配置すべき適正な職員及び職員数について検討されたい。